

南富士ゴルフ場で

県が公共測量

県と市の行政方針を無視して、南富士ゴルフ倶楽部は、大淵丸火東地先にゴルフ場の造成を強行しています。ところが、造成地の中には公道や河川も含まれていますが、工事によってその原形はほとんどなくなっています。

このため県と市は、これらの公共物を守るため、昨年、南富士ゴルフ

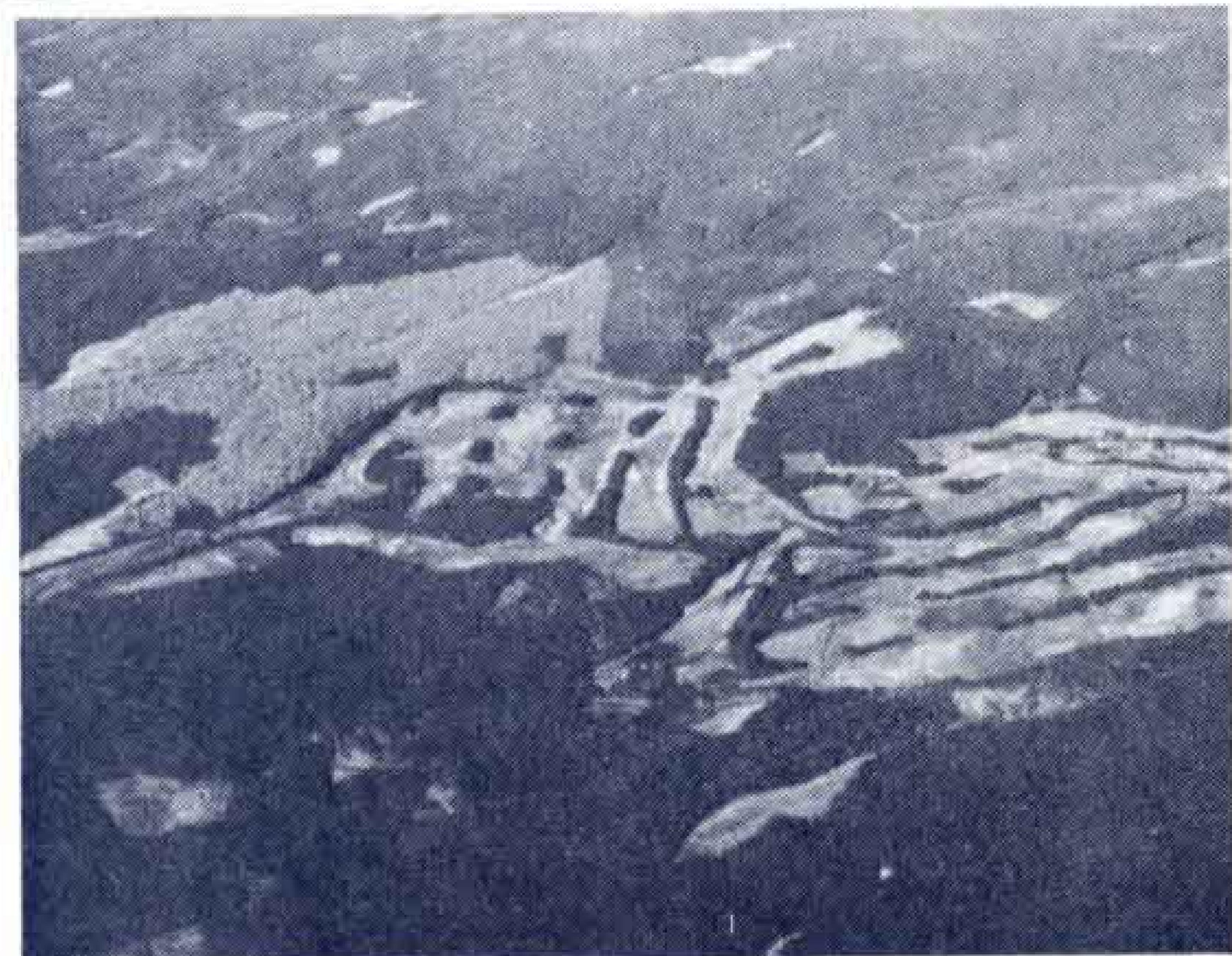
倶楽部に公共物の原状復元命令書を出しました。しかし、南富士ゴルフ倶楽部からは公道や河川の位置がはっきりしないので指導をしてほしいという回答がありました。そこで県は、国有財産を守るために、1月16日から19日までの4日間、法律に基づく公共測量を行いました。

5本の公道と河川の位置を確認

南富士ゴルフ倶楽部が造成しているゴルフ場は、丸火自然公園の東側にあり、用地面積が54ha(市の調べ)で、18ホールの計画で工事を進めています。すでにコースの造成をほとんどすませ、芝張りを行っています。ところが、このゴルフ場の中には公道や河川などの国有財産も含まれていますが、いっしょに造成してしまったため、そのほとんどが原形をとどめていません。

そこで、昨年、県と市はゴルフ倶楽部に、ゴルフ場の造成で破壊された公道や河川が公共物としての機能を保つことができるよう公共物の原状復元命令書を出しました。これに対し、南富士ゴルフ倶楽部から「公道や河川のはっきりした位置がわからず工事を進めてしまったので指導をしてほしい」という回答がありました。

このため県は、公道や河川の位置



をはっきり示すため、法律に基づく公共測量を1月16日から4日間行いました。作業は、すでに地図や航空写真などで確認したものを、さらに実測して、20cm間隔ぐらいにクイを打ち込み、国有財産であることを示す看板を立てました。

なお、ゴルフ場内の国有財産は、公道が東西に1本、南北に4本の計5本で延べ5km、河川は滝川の支流で幅5~8mで南北に約500mあります。

市は昨年4月、富士・愛鷹山麓地域の自然を守るために、標高200m以上、10ha以上の大規模開発を一切認めない行政方針を打ち出しました。また、県も富士市のゴルフ場問題については、市と同じ方針で進むことを決めています。



【造成中のゴルフ場内で公道や河川の測量を行う係員】